2. ゾーンごとの行為の制限

市域を5つのゾーンに区分し、それぞれの地域特性を活かした景観形成方針を定めます。



都心ゾーン

那珂川をはさんで福岡部と博多部からなり、それぞれに多様なまちなみや賑わい の場所が形成されています。

■都心ゾーンにおける景観形成方針

都心ゾーンは交通結節機能を背景に、商業、業務が集積するとともに博多部は 歴史的なまちなみが残る地区であり、天神地区、博多駅周辺地区や御供所地区に ついては、福岡を代表する景観拠点にふさわしいまちなみの形成を図ります。

(1) 規模・配置

景観計画における行為の制限

1. 商業、業務施設の低層部においては、ショーウィンドウ等によるまちなみの賑わいの演出に努める。

■ポイント

ショーウィンドウ等による賑わいの演出

商業、業務施設の低層部は、通りに向けた賑わいの創出 を図り、都心らしいまちなみを形成します。



通りに向けたショーウィンドウによる演出

景観計画における行為の制限

2. 商業、業務施設等では、透過性のあるシャッターとする等シャッターの形態や色彩等に配慮し、閉店後のまちなみの賑わいづくりに努める。

■ポイント

シャッターを設置する場合

商業、業務施設の通りに面した低層部にシャッターを設ける際は、閉店後のまちなみに閑散とした印象を与える可能性があります。シャッターを設置する際は、店舗等の内部の様子が見える透過性のあるものとする等、閉店後の賑わいづくりに努めます。

景観計画における行為の制限

3. 那珂川、御笠川等主要な河川沿いでは、対岸からの見え方に配慮した意匠とする。

■ポイント

河川に向けたまちなみ形成

建築物が那珂川、御笠川等主要な河川に面している場合は、河川も道路と同様に建築物の前面と捉え、対岸からの見え方に配慮します。

河川に向けた都心ゾーンらしい賑わいの演出と同時に屋 上設備等、建築付属物の設置位置や見え方に配慮し、河川 と一体となった潤いあるまちなみの形成を図ります。



那珂川に向けたまちなみ

(2) 外構

景観計画における行為の制限

1.オープンスペースをできる限り確保し、緑や花、パブリックアートを設置する等、魅力的な景観づくりに 配慮する。

■ポイント

都心におけるオープンスペース

人通りの多い都心ゾーンでは、オープンスペースで 人々が憩い、安らぐ様子が、豊かな都市景観を生み出し ます。緑、花、パブリックアートやベンチ等を設置し、 歩行者が立ち止まりたくなる空間を創出します。



交差点に面した敷地を開放し、 樹木やパブリックアートを設置した例

(3) 夜間景観

景観計画における行為の制限

1. 歩行者空間に賑わいをもたらす照明計画とする。

■ポイント

歩行者空間に賑わいをもたらす照明計画

低層階の接道側では、建築物内部や外構部において 通りの賑わいに寄与する照明計画となるよう配慮します。



内部の照明が漏れ出し賑わいに寄与した例

(4)屋外広告物

景観計画における行為の制限

1. 可能な限り低層部に集約し、まちなみの賑わい形成に配慮する。

■ポイント

屋外広告物の集約

広告物等が壁面や屋上部等に無秩序に配置されると、 雑然としたまちなみ景観を生み出します。広告物等は、 出来る限り低層部に集約することで、すっきりとしたま ちなみを形成するとともに、歩行者空間に賑わいを創出 します。



広告物がガラス面の屋内側に集約された例



一般市街地ゾーン

東部(香椎・千早)、西部(西新・藤崎、シーサイドももち)、南部(大橋)の 広域拠点で、商業、文教、行政機能など諸機能が集積するエリアを含む、市域の 大部分を占める一般の市街地ゾーンです。

■一般市街地ゾーンにおける景観形成方針

地域の特性を生かし、市民と共働して緑豊かなゆとりのある景観形成を図ります。

(1) 規模・配置

景観計画における行為の制限

1. まちなみの連続性や適切な隣棟間隔の確保等、周囲への圧迫感の軽減に配慮する。

■ポイント

ボリューム感の統一

周辺と比べボリュームが大きすぎる場合には、ファサードの分節化を行う等デザインの工夫により、 見え方に配慮します。

圧迫感の軽減

隣棟間隔やスカイラインを揃えるといった工夫により、移動することにより変化する景色の不調和や 過度な圧迫感を与えないといった工夫が重要です。

景観計画における行為の制限

2. 舞鶴公園、大濠公園等大規模な公園等の近辺では、公園等からの見え方に配慮した高さ・規模とする。

■ポイント

大規模公園周辺における高さ・規模設定

舞鶴公園、大濠公園等の大規模な公園の豊かな緑は、都市 景観に潤いを与えています。こうした公園の周辺に建築物等を つくる際は、公園内部や周辺から見える緑のボリュームを阻害 しない高さ・規模設定に配慮します。



舞鶴公園から見えるビル群

(2) 形態・意匠

景観計画における行為の制限

1. 室見川等主要な河川沿いでは、対岸からの見え方に配慮した意匠とする。

■ポイント

河川に向けたまちなみ形成

建築物が室見川等の主要な河川に面している場合は、河川も 道路と同様に建築物の前面と捉え、対岸からの見え方に配慮し ます。

また、河川側の緑化に努めるなど、水と緑の豊かな景観形成への配慮が重要です。



室見川沿いのまちなみ

(3) 夜間景観

景観計画における行為の制限

1. 住宅地では、防犯に配慮した適度な照明計画とする。

■ポイント

防犯に配慮した照明計画

住宅地の照明計画では、住宅地らしい落ち着きと夜間 の静けさが重視される一方で、防犯上ある程度の明るさ 感を確保することが重要です。



香椎照葉地区の夜間景観

(4)屋外広告物

景観計画における行為の制限

1. 幹線道路沿いに掲出する屋外広告物等は、景観阻害要因とならないよう高さや規模に配慮するとともに、沿道の賑わい形成に配慮する。

■ポイント

幹線道路沿いの屋外広告物等の設置

広告物等が幹線道路沿いに無秩序に配置されると、雑然としたまちなみ景観を生み出します。広告物等は、過度な高さや大きさを避け、沿道に賑わいを創出するものとします。



広告物等が無秩序に 設置された場合



大きさや色彩に配慮 されなかった場合



建築物と一体感のある控えめな 色彩を使用した場合



山の辺・田園ゾーン

市域西部では糸島へと続く田園地帯が形成されています。また、飯盛山や春振山、 立花山等の山並みが一体的な緑となって市街地からの背景を構成しています。山裾に は農家住宅等の集落が分布し、落ち着いた佇まいで山の辺の景観に調和しています。

■山の辺・田園ゾーンにおける景観形成方針

背景としての緑の保全や山並み、田園地帯の眺望の確保に努めるとともに、レクリエーションの場としても自然と調和した景観形成を図ります。

(1) 規模·配置

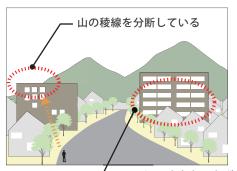
景観計画における行為の制限

1. 背景となる山並みや自然環境に溶け込み、調和するような高さ・規模とする。

■ポイント

山並み景観を阻害しない高さ

建築物の背景として山並みや樹林地が見える場合は、こうした自然景観要素が形づくる緑のラインを 分断しないように、可能な限り高さ設定を工夫するようにします。

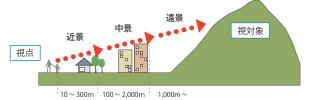


- 周辺のまちなみとボリューム感 の調和がとれていない

背景の山並みへの視線に配慮された場合

近景・中景・遠景

視点と視対象の距離による「近景・中景・遠景」により、景観の捉え方は変化します。山並み景観を考える上では、空と山並みのアウトラインによってかたちづくられる「遠景」を阻害しないよう、配慮することが重要です。



(2) 形態・意匠

景観計画における行為の制限

1. 周辺の自然環境や田園等と調和するものとする。

■ポイント

外装材による工夫

山林の緑や潤いのある水辺等を背景とした山や田園の景観になじむよう、色彩や外装材の選定に配慮します。



背景の緑や周辺の農地と調和した建築物 (他都市事例)

景観計画における行為の制限

2. 高架道路、高架鉄道等については、背景の自然環境等との調和に配慮する。

■ポイント

高架道路、高架鉄道等

自然環境との調和に配慮し、派手な色彩や過度なボリュームは避けます。

(3) 夜間景観

景観計画における行為の制限

1. 生態系に配慮した控えめな照明計画とする。

■ポイント

山の辺・田園ゾーンにおける照明計画

周辺に豊かな自然環境がある場合、照明によって生態系や農作物の生育が阻害される場合があるため、照明の配置や照度に十分配慮します。

(4) 屋外広告物

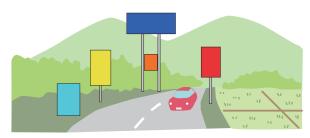
景観計画における行為の制限

1. 屋外広告物等の掲出は必要最小限とし、その位置、形態や色彩については自然環境等との調和に努める。

■ポイント

山の辺・田園ゾーンにおける広告物

山の辺・田園ゾーンにおいては、屋外広告物が自然景観を阻害するおそれがあります。掲出を最小限に 留めるとともに、目立ちにくい形態、色彩に配慮します。



高さや色彩に配慮されなかった場合



高さを低く抑え、自然景観に調和する 色彩を使用した場合



看板等が無秩序に設置された場合



看板等が集約された場合



福岡市都市景観賞 受賞作品の紹介

福岡市では、1987 (昭和 62) 年に「福岡市都市景観賞」を創設し、都市景観の形成に寄与していると認める建 築物や活動等を表彰しています。このコラムでは、本ガイドラインで示したポイントと特に関連のある作品を抜 粋してご紹介します。

都市景観賞の歴代受賞作品は、都市景観室のホームページでもご覧いただけます。



シーホークホテル&リゾート_(現在は名称が変更) 福岡市の課題、海から見た景観形成をいかにはかるかでこ のホテルは都市景観上の効果を発揮した。



あいたか橋

橋の線形は緩やかなS字曲線となって おり、夜間には洗練された高欄の一体 的に取り付けられた照明が幻想的な雰 囲気を作り出す。



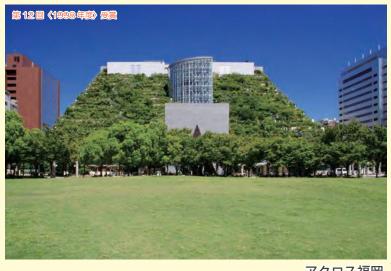
福岡市立博多小学校

塀に囲まれた従来の学校像が払拭され、 抜けの良い空間構成によって開放的な 表情がつくり出されている。



博多駅前一丁目市街地住宅の壁面広告

老朽化したタイル壁面を剥がすとコンクリートむき出しの 外壁が現れる。その外壁をそのまま活かしつつブランドロ ゴのサインを設置した屋外広告物である。



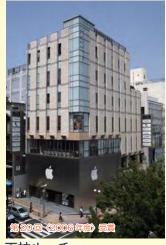
アクロス福岡

北側と南側が異なったこの建築物の特徴は建築とラン ドスケープの劇的な融合を実現させている点である。



FUTATA THE FLAG

洗練されたその外装のデザインが紳士服 量販店の広告としてだけではなく、北天 神のランドマークとしても天神地区の都 市景観に寄与している。



天神ルーチェ

ランドマークは視覚的にアッと驚 く目印や目標物ではなく、人々に とって心の片隅に残る存在であれ ば十分である。



福岡パルコ

リノベーション、パルコ入店によって天神の百貨店通りの 空洞化が収まり、客の流れが促され天神の魅力を再生した。



海浜ゾーン

海の中道、志賀島、玄界島、糸島半島、生の松原、能古島などの緑が博多湾を囲み、 水面と一体となった福岡らしい景観を形成しており、シーサイドももちや小戸周辺で は親水性のある護岸や海浜緑地等が整備され、市民に親しまれています。

■海浜ゾーンにおける景観形成方針

海や海岸線の緑を守り、海への眺望に配慮した広がりのある景観の保全に努めるとともに、レクリエーション施設等においては、自然と調和した景観形成を図ります。

(1) 規模・配置

景観計画における行為の制限

1.市街地から博多湾への眺望の確保や、船舶や対岸からの見え方に配慮した高さ・規模とする。

■ポイント

海辺の景観に調和した高さ・規模

市街地から博多湾を見たときの眺望や、船舶や対岸から見たときの遠 景の広がりある景観に配慮し、自然景観や周辺の建築物等による連続性 を阻害しない高さ・規模とします。



毘沙門山からの風景

(2) 形態・意匠

景観計画における行為の制限

1.海からの見え方に配慮した意匠に努める。

■ポイント

海に向けたまちなみ形成

建築物が海に面している場合は、海辺も道路と同様建築物の前面と捉え、海からの見え方に配慮します。 海水面や砂浜、松林等で形成される豊かな海岸線を阻害しないよう、素材や色彩の選定に配慮しましょう。

景観計画における行為の制限

2. 周辺の自然環境や海浜と調和するものとする。

■ポイント

外装材による工夫

潤いのある海辺や海際の緑等を背景とした海浜の景観になじむ外装材の使用を推奨します。



海際の景観に調和した明度の高い壁面の建築物(他都市事例)

(3) 夜間景観

景観計画における行為の制限

1. 生態系に配慮した控えめな照明計画とする。

■ポイント

海浜ゾーンにおける照明計画

海浜ゾーンでは、照明によって生態系が阻害されたり、漁業に悪影響を及ぼしたりする場合があるため、 照明の配置や照度に十分配慮します。



港湾ゾーン

博多埠頭、中央埠頭には国際航路等の旅客ターミナルやコンベンション施設が 集積し、人・物・情報が交流する海の玄関口としての拠点となっている他、アイランドシティや香椎パークポートは国際港らしい港湾景観を構成しています。

■港湾ゾーンにおける景観形成方針

海からの眺望を大切にするとともに、後背市街地や博多港の自然環境と調和した 港の景観形成を図ります。

(1) 規模·配置

景観計画における行為の制限

1. 船舶や対岸からの見え方に配慮した高さ・規模とする。

■ポイント

港湾ゾーンにおける高さ・規模

船舶や対岸から見たときの、港湾から市街地、山並み、空へと一連の風景の連続性を阻害しない高さ・ 規模とします。

(2) 形態・意匠

景観計画における行為の制限

1. 福岡の海の玄関口にふさわしい、形態・意匠とする。

■ポイント

福岡の海の玄関口としての景観づくり

港湾ゾーンには多くの旅客船が出入りし、福岡の海の玄関口と言える場所です。建築物の海側を前面と捉え、海からの見え方に配慮します。海側へのオープンスペースの設置や緑化等による、海の玄関口としてふさわしい自然環境と調和した景観形成への配慮が重要です。

(3) 夜間景観

景観計画における行為の制限

1. 照明装置のデザインや照度・色温度、配置等について、船舶や対岸からの見え方に配慮した照明計画とする。

■ポイント

港湾ゾーンにおける照明計画

港湾ゾーンでは、夜間照明が船舶の操縦に影響を与えたり、対岸から見たときに過度に目立つ恐れがあるため、照明装置のデザインや照度・色温度、配置等に十分配慮します。



ベイサイドプレイス博多の夜間景観



博多港周辺のまちなみ



歴史・伝統ゾーン

筥崎宮、住吉神社、承天寺や東長寺を中心とする御供所地区、福岡城跡の歴史を 感じる舞鶴公園・大濠公園、旧唐津街道として栄えた姪浜地区が位置しています。

■歴史・伝統ゾーンにおける景観形成方針

歴史的資産である神社や寺院等を核とし、参道や旧街道、公園等の周辺も含めて 一体的に伝統や歴史を活かした風格とゆとりのある景観形成を図ります。

> ※歴史・伝統ゾーンにあって、同ゾーンに影響を与える恐れのあるものは、 基本的に都市景観アドバイザー会議(第6章参照)に諮ります。

(1) 規模・配置

景観計画における行為の制限

1. 歴史資源や周辺のまちなみに配慮した高さ・規模とする。

■ポイント

歴史・伝統ゾーンにおける高さ・規模

歴史・伝統ゾーンでは伝統的なまちなみなどが多く 残っており、建築物の高さや規模に配慮し、各地区の特 性を活かした景観形成を図ります。



御供所地区のまちなみ

(2) 形態・意匠

景観計画における行為の制限

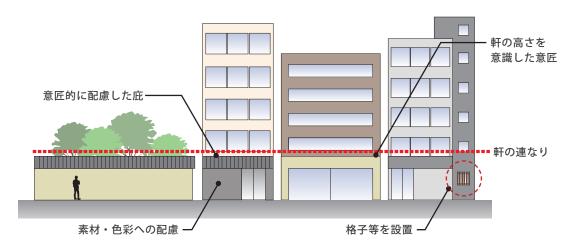
1. 歴史資源や周辺のまちなみと調和するものとする。

■ポイント

軒を揃える

歴史的なまちなみが残るエリアの特徴の一つとして、建築物の1階部軒が連なる風景が挙げられます。 アイレベルでのこうした「見え」は、歴史的なまちなみの雰囲気を作り出すうえで非常に効果的であるため、 軒先高さを揃えることが重要です。また、可能な限り軒庇を設けることで、連続性がさらに強調されます。

外壁や屋根は、できるだけ自然素材もしくは自然素材を模した仕上げとし、低彩度の色彩とするとともに、 開口部を格子窓や格子戸とするなど、細部の意匠まで配慮することで、まちなみとの調和を図ります。



(3)外構

景観計画における行為の制限

1. 緑化には在来種の樹木等を用い、歴史資源やその周辺のまちなみに調和するものとする

■ポイント

歴史・伝統を感じる外構計画

古くからその場所に生育する在来種の樹木を用いる ことで、日本らしい風景を創出することができます。





アカマツ

モミジ

●在来種の例

高木:ラカンマキ、アカマツ、クロマツ、ウメ、 ヤブツバキ、サザンカ、モミジ、モッコク、 シダレヤナギ

低木:アオキ、ナンテン、センリョウ、マンリョウ、

ヤツデ





モッコク

(4) 夜間景観

景観計画における行為の制限

1. 歴史資源等に配慮した控えめな照明計画とする。

■ポイント

控えめな照明計画

歴史・伝統ゾーンでは照度を抑えた控えめな照明 計画とします。照明装置のデザインは、伝統を重んじ たものとすることも効果的です。



舞鶴公園の堀端の夜間景観

(5)屋外広告物

景観計画における行為の制限

1.屋外広告物等の掲出は必要最小限とし、その位置、形態や色彩については歴史資源等との調和に努める。

■ポイント

歴史・伝統ゾーンにおける広告物

歴史・伝統ゾーンにおいては、屋外広告物が伝統的なまちなみを阻害するおそれがあります。掲出を 最小限に留めるとともに、目立ちにくい形態、色彩に配慮します。